

高槻市公共工事の中間前金払に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市公共工事の前金払に関する規則（平成26年高槻市規則第4号。以下「規則」という。）第2条第3項の規定に基づく前金払（以下「中間前金払」という。）の事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の認定)

第2条 中間前金払を受けようとする請負業者は、中間前金払認定請求書(様式第1号)に工事履行報告書（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合において、規則第2条第3項各号に掲げる要件を全て満たしていると認められるときは、当該請求書の提出があった日の翌日から起算して10日（高槻市の休日を定める条例（平成2年高槻市条例第27号）第2条第1項各号に規定する休日を除く。）以内に中間前金払認定調書（様式第3号）を請負業者に交付するものとする。

(中間前金払の支払)

第3条 市長は、規則第3条第1項の規定に基づき、請負業者から中間前金払の請求を受けたときは、適正な請求を受けた日から原則14日以内にこれを支払うものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第4条 部分払の対象となる工事において、請負業者は中間前金払と部分払のいずれかを選択できるものとし、中間前金払を選択したときは、部分払は請求することができない。

2 請負業者は、中間前金払と部分払とのいずれかを請求するかは、契約を締結する前に、中間前金払と部分払との選択に係る届出書（様式第4号）を提出することにより行わなければならない。なお、届出書の提出後は、前項の規定による選択の変更は認めない。

(契約期間が複数年度にわたる契約の中間前金払の特例)

第5条 契約期間が複数年度にわたる契約で、年度ごとに出来高予定額を定めた場合における規則第2条第3項第2号から第4号までの規定の適用については、同項第2号及び第3号中「工期」とあるのは、「当該会計年度の建設工事実施期間」と、同項第4号中「既に行われた当該土木建築工事」とあるのは「当該会計年度において既に行われた当該土木建築工事」と、「契約金

額」とあるのは、「当該会計年度における出来高予定額」とする。

- 2 請負業者は、契約期間が複数年度にわたる契約において中間前金払を選択したときは、前条第1項後段の規定にかかわらず、各会計年度（最終の会計年度を除く。）の末期に部分払を請求することができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

令和 年 月 日

中間前金払認定請求書

（宛先）高槻市長

請負業者 住 所
 商号又は名称
 代表者職氏名

高槻市公共工事の中間前金払に関する取扱要綱第 2 条第 1 項の規定により、中間前金払の要件を具備していることについて認定を請求します。

記

工 事 名 称	
契約年月日	令和 年 月 日
工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
契 約 金 額	円
備 考	

（注）工事履行報告書（様式第 2 号）を添付すること。

様式第2号（第2条関係）

令和 年 月 日

工事履行報告書

[illegible]

様式第3号（第2条関係）

第 号
令和 年 月 日

中間前金払認定調書

様

高槻市長 印

下記の工事について、その進捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名 称	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
契 約 金 額	円
摘 要	

中間前金払と部分払との選択に係る届出書

（宛先）高槻市長

請負業者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

下記の工事について、高槻市公共工事の中間前金払に関する取扱要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- ☐ 1 中間前金払を選択します。なお、本工事に関し、高槻市公共工事の中間前金払に関する取扱要綱第 5 条第 2 項の特例による場合を除き、部分払の請求はいたしません。
- ☐ 2 部分払を選択します。なお、本工事に関し、中間前金払の請求はいたしません。

記

工 事 名 称	
契約年月日	令和 年 月 日
工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
契 約 金 額	円
備 考	

（注） 1 又は 2 を選択し、□にチェックすること。
本書提出後の選択の変更は認めない。